

一関市告示第176号

一関市外国人就労者にやさしい職場環境整備事業費補助金交付要綱を次のように定め、令和6年4月1日から施行する。

令和6年4月1日

一関市長 佐藤善仁

一関市外国人就労者にやさしい職場環境整備事業費補助金交付要綱
(目的)

第1 この告示は、市内事業所で働く外国人就労者の職場定着を図るため、技能実習、特定技能、技術・人文知識・国際業務等の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表に掲げる在留資格を持つ外国人就労者（以下「外国人就労者」という。）が働きやすい職場にするために、事業主が行う外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により、外国人就労者にやさしい職場環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象事業主)

第2 補助金の交付の対象とする事業主（以下「補助対象事業主」という。）は、市内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者その他市長が適当と認める団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 家族以外の従業員を雇用している事業主であること。
- (2) 外国人就労者を現に雇用し、今後も継続して雇用する予定である事業主又は補助金交付年度内に新たに外国人就労者を雇用する具体的な計画がある事業主であること。
- (3) 補助金交付年度の末日に市内在住の外国人就労者を雇用している事業主であること。
- (4) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、補助金交付年度を含む過去3年度以内に、不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けることをいう。）をした事業主でないこと。

- (5) 暴力団（一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が、経営若しくは運営に関係している事業を行う事業主でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する接待飲食等営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行い、又はこれらの営業の全部若しくは一部を受託して営業を行う事業主でないこと。
- (7) 補助金交付年度を含む過去3年度において、市税の滞納がない事業主であること。

（交付対象事業）

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、補助対象事業主が第1に掲げる目的を果たすために行う事業であって、補助金交付年度の末日をもって完了する次に掲げる事業とする。

- (1) 外国人就労者への日本語教育等の実施
- (2) 事業所内における異文化理解のための教育・研修の実施
- (3) 外国人就労者との面談等に必要な翻訳機の導入
- (4) 社内規程等の多言語化
- (5) その他市長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は交付の対象外とする。

- (1) 補助金交付申請書の提出時において既に着手されている事業
- (2) 市、国、他の団体等から同様の補助金等の交付を受ける事業

（補助対象経費及び補助金の額）

第4 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助額
外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行う事業に要する謝金、旅費、資機材費、委託料その他市長が認める経費とし、消費税及び地方消費税相当分は、補助対象経費から除くものとする。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)で、5万円を上限とし、1事業主につき年度内1回限りとする。

（提出書類及び提出期日）

第5 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(補則)

第6 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表 (第5 関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	外国人就労者にやさしい職場環境整備事業費補助金交付申請書 1 事業実施計画書 2 雇用している外国人就労者名簿 3 事業に要する費用が確認できる書類の写し 4 事業の詳細が確認できる書類の写し 5 その他市長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	外国人就労者にやさしい職場環境整備事業費補助金変更(中止)承認申請書 1 事業実施計画書(変更の場合) 2 その他市長が必要と認める書類(変更の場合)	第4号 第2号	別に定める。
規則第13条第1項の規定による書類	外国人就労者にやさしい職場環境整備事業費補助金交付請求書 1 事業実施報告書 2 事業を実施したことを証明する契約書及び成果物等の写し 3 事業に要した費用を支払ったことが確認できる書類の写し 4 その他市長が必要と認める書類	第5号 第6号	別に定める。